

広島市総合福祉センター自動販売機設置希望団体募集要項（福祉団体向け）

1 設置概要

(1) 施設概要

- ア 施設名称 広島市総合福祉センター
- イ 所在地 広島市南区松原町5番1号
BIGFRONTひろしま（広島駅南口Bブロック市街地再開発ビル）内の5階及び6階の各一部
- ウ 施設内容 ホール、大会議室、会議室、ボランティア研修室、こども室、団体交流スペース、ボランティアサロン、ボランティア研修室、印刷作業室、ボランティア情報資料室、福祉団体事務室ほか

エ 休館日

- (ア) 月の第3日曜日
- (イ) 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで

オ 開館時間

午前9時から午後9時まで

※ 広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

(2) 設置場所

5階自動販売機コーナー又は6階ボランティアサロン（別図参照）

(3) 設置台数

3台

(4) 自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（缶、ペットボトル、紙パック等の密閉容器のものに限る。）

※ アルコール飲料は不可

(5) 利用対象者

来館者及び入居団体の職員等

(6) 設置可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 令和9年4月1日以降も引き続き設置を希望され、広島市が施設の管理運営上も支障がないと認める場合は、1年ごとに期間を延長し、令和13年3月31日まで設置することができます。

2 設置団体の要件

次に掲げるすべての要件に該当する福祉団体とします。

- (1) 福祉の増進を目的として設立された団体であって、本市に本部又は支部を有していること。
- (2) 現に福祉の増進を目的とした事業を実施していること。
- (3) 法人格を有するか、団体の規約を有すること。
- (4) 総会等において、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算の報告が行われていること。
- (5) 他の福祉団体（連合会、協議会等）の構成員となっている場合にあっては、他の福祉団体（連合会、協議会等）が広島市総合福祉センターへの自動販売機の設置を希望していないこと。

※ 応募は最上位の組織体を優先します。

- (6) 役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税のいずれも滞納していないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員、広島県暴力団排除条例の規定による公表が現に行われている者又は暴力団密接関係者の活動を助長し、又は利する事業を行っていないこと。

3 設置に係る費用負担

- (1) 自動販売機の設置・撤去、付属品の取替・修理、電力量計測用メーターの設置、使用済容器の処分等に必要な一切の費用は設置団体の負担とします。
- (2) 設置場所の使用料と自動販売機設置に係る電気代の実費を負担していただきます。
なお、使用料については、減免できる場合があります。

4 設置に係る留意事項

- (1) 必ず空き缶等の回収ボックスを設置し、随時、回収を行ってください。
- (2) 自動販売機と周辺を清潔に保ち、館の美観と衛生環境を損なわないようにしてください。
- (3) 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、品切れ、つり銭切れ、利用者からの苦情等に迅速に対応できるようにしてください。
- (4) 賠償責任保険等への加入については、設置団体において行ってください。
- (5) 広島市及び施設管理者は、盗難、機器破損、機器転倒による人身事故、商品による障害等について、一切の責めを追いません。
- (6) 設置場所の全部又は一部を転貸し、又はその使用权を譲渡することはできません。
- (7) 広島市が設置場所を公用又は公共用で使用する必要が生じた場合などは、設置の許可を取り消すことがあります。
- (8) 設置期間が満了したとき又は設置許可を取り消されたときは、直ちに原状回復しなければなりません。
- (9) 設置団体は、その責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、広島市にその損害額を賠償しなければなりません。

5 応募手続き

(1) 提出書類

所定の様式（別添）に次の書類を添付して提出してください。

- ・ 令和7年度事業計画書及び予算書の写し（必須）
- ・ 令和6年度事業報告書及び決算書の写し（必須）
- ・ 定款の写し（法人である場合）
- ・ 規約の写し（法人でない場合）
- ・ 団体の所在地が分かる書類（上記書類で確認できる場合は不要）

※ 提出書類の返却は行いません。

(2) 提出先

郵送又は持参により下記へ提出してください。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局地域共生社会推進課

電話（082）504-2137

(3) 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月14日（金）まで（必着）

ただし、土・日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込は、11月14日（金）までに上記の提出先に到着したものに限り、受け付けます。消印有効ではありませんので、注意してください。

6 設置団体等の決定

設置団体は、くじ引きにより決定します。

提出書類に不備がない場合、連絡はしませんので、当日、直接会場にお越しください。

なお、くじ引きに参加される方は、団体の代表者でなくても構いません。

【くじ引きの実施】

① 日 時

令和7年11月21日（金）午前10時 ※時間厳守

② 会 場

広島市総合福祉センター5階 会議室1

（広島市南区松原町5番1号）

7 その他

設置団体には、別途、設置場所の使用許可に係る書類を提出していただきます。

（詳細は、設置団体として選定された団体にお知らせします。）